

くらし 応援

財布の三カタ

「お金の終活 事前の準備で家族円満」の巻

自分らしい人生のしまい方を考える「終活」には、お金にかかわることがさまざまあります。なかでも財産の整理と遺言は、準備しておけば後のトラブルの火種も消しておけるかもしれません。「うちに財産なんて、ないない」と言う人も、ちょっと待って。意外なものも財産になります。(河原 千春)



切り出しにくい相続の話

財産の整理や遺言の準備は、子どもの側からはなかなか言い出しにくいもの。親に「財産はないのか」「不幸を願っている」などと思われては悲しい。宮沢智史さんは「益也正百にみんなが集まったとき、親から切り出すのも手」と話す。

もめないこつは「親から思い伝えて」

子どもの側から切り出すのは、例えば、来年1月に相続税が引き上げられる話題を出して「お父さんは税金大丈夫？」と聞いては、と宮沢智史さん、清水あゆみさんは「もしもの時に誰に連絡し



イラスト・春原 信孝

300万円の財産(お金)があって遺言を書く場合	
自筆証書遺言	公正証書遺言
作成費用がかからない	作成費用がかかる ・3人に100万円ずつだと 5000円×3人 = 1万5000円 ・2人に150万円ずつだと 7000円×2人 = 1万4000円 ・1人で300万円だと 1万1000円 + 手数料(遺言加算) 1万1000円
家庭裁判所の検認が必要 申し立ては遺言書1通につき800円 + 郵便切手(82円)× 相続人の人数	家庭裁判所の検認は不要



マニー

新しいものが大好きで、試してみないと気がすまない。ITに強く情報収集が得意。もちろんスマホも使ってます。

意思を伝える遺言。自筆は意外と大変なんだね。

相続人確認も大切。一生に一度のことよく相談しよう。



ゼニー

堅実派。節約しつつ、こつこつ小銭をためるのが楽しみ。新しい話にもすぐには飛びつかず、しっかり調べる。

財産整理と遺言。生命保険や負債もチェック。

「「かまどの灰まで」というのが財産の考え方。預貯金以外にも財産は多い」。税理士の佐藤晃さん(40)は長男野村はこう指摘する。生前にしておくことを、佐藤さんと司法書士の宮沢智史さん(32)須坂市に聞いてイラストにまとめた。ポイントは、財産の整理と、相続人の確認。

「一人がすべてを相続する法的根拠はない」と注意を促す。例えば、死亡した父親が所有する自宅と土地の価値が計1500万円、相続人が息子3人の場合、父親と同様に面倒を見ていた子どもがいたとしても、法律では1人500万円ずつ受け取る権利がある。仮に遺言に「長男にすべて譲る」とあっても、弟の遺留分は各250万円。相続の話し合いがもつれると大変だ。長男に預貯金があれば家や土地を売って支払う必要も出てくる。このほか、株式や国債などの有価

証券も財産だ。車や美術品など「分けにくい」ものは、現金化する分けやすくなる。兄弟としがたが、生命保険の受取人も確認を。清水さんに「まとも、付き合いで加入して受取人が誰だったか死にしていたりすることがままあるという。借入の負債も洗い出しておく。「借入の保証人になっている」と、気づかぬまま相続されることもある」(清水さん)。住宅ローンがあれば、団体信用生命保険の加入を確認したい。財産をどう分けるのか。本人の意思を死後に実現するためのものが、

遺言。自筆、公正、秘密の3種類ある。このうち一般的なのが自筆証書遺言と公正証書遺言だ。自筆証書は簡単そうでも、意外に手間がかかる。本人が全文を書き終える必要があり、内容不備があれば無効に安全恐れも。家庭裁判所の検認手続きの際は、相続人の確認に時間がかかることもある。公正証書は作成に費用がかかり、証人も2人必要。長野公証人合同役場(長野市の川村明夫さん65)は「一生に一度のことトラブルを少なくできます。一般に相続は無料。